議案第７３号

羽生市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

羽生市一般職職員の給与に関する条例（昭和２９年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（通勤手当） 第１３条の２　（略） ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　（略） （２）　前項第２号に掲げる職員　支給単位期間につき、６６，４００円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）	（通勤手当） 第１３条の２　（略） ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　（略） （２）　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　２，０００円 イ　使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満で

	ある職員　４，２００円 ウ　使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員　７，３００円 エ　使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員　１０，４００円 オ　使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員　１３，５００円 カ　使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員　１６，６００円 キ　使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員　１９，７００円 ク　使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員　２２，８００円 ケ　使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員　２５，９００円 コ　使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員　２９，１００円 サ　使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員　３２，３００円 シ　使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員　３５，５００円 ス　使用距離が片道６０キロメートル以上６５キロメートル未満である職員　３８，７００円 セ　使用距離が片道６５キロメートル以上７０キロメートル未満である職員　４２，２００円 ソ　使用距離が片道７０キロメートル以上７５キロメートル未満である職員　４５，７００円 タ　使用距離が片道７５キロメートル以上８０キロメートル未満

	である職員　４９，２００円 チ　使用距離が片道８０キロメートル以上８５キロメートル未満である職員　５２，７００円 ツ　使用距離が片道８５キロメートル以上９０キロメートル未満である職員　５６，２００円 テ　使用距離が片道９０キロメートル以上９５キロメートル未満である職員　５９，６００円 ト　使用距離が片道９５キロメートル以上１００キロメートル未満である職員　６３，０００円 ナ　使用距離が片道１００キロメートル以上である職員　６６，４００円
（３）　（略）	（３）　（略）
３　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員であって規則で定めるもののうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第１号、次項及び第６項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各	３　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員であって規則で定めるもののうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第１号、次項及び第６項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各

号に定める額とする。 （１）　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第６項において「特別料金等相当額」という。） （２）　（略） ４　（略） ５　第１項第２号又は第３号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第１号及び第９項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　駐車場等に係る通勤手当　支給対象期間につき、８００円を超えない範囲内で１か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額 （２）　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前３項の規定による額 ６　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）及び前項第１号に定める額の合計額が１５万円を超える職員の通勤手当の額は、第２項から前項までの規定にかかわらず、当	号に定める額とする。 （１）　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。） （２）　（略） ４　（略） ５　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）の合計額が１５万円を超える職員の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間の

該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１５万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。	うち最も長い支給単位期間につき、１５万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
７　通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）の規則で定める日に支給する。	６　通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあっては、市規則で定める期間）に係る最初の月の市規則で定める日に支給する。
８　（略）	７　（略）
９　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６か月を超えない範囲内で１か月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、１か月）をいう。	８　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６か月を超えない範囲内で１か月を単位として市規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、１か月）をいう。
１０　（略）	９　（略）

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

埼玉県羽生市長　斎　藤　万紀子